

第2節 相談支援体制の充実及びサービス利用に係るあっせん・調整、要請

I 相談支援体制（身障法第9条第3項、知障法第9条第3項、児福法第21条の24第1項）

1 相談業務の重要性

市町村は障害者又は障害児の保護者等に対する情報提供又は相談若しくは指導等に責任をもって取り組む必要があり、適切なサービス又は指定事業者の選択のための相談支援を、支援費の支給申請の受付若しくは審査又はサービス利用に係るあっせん・調整、要請と関連づけながら行うことが必要である。

また、市町村の相談業務と併せ、市町村障害者生活支援事業や障害児（者）地域療育等支援事業を行う相談支援事業者、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、福祉事務所、身体障害者相談員、知的障害者相談員等の多様な主体が相談業務の担い手となることが期待されるところであり、市町村としてもこれらの機関等が行う活動と連携又は調整を図り、地域における相談支援体制の充実に努めることが必要である。

なお、市町村及び相談業務の担い手と期待される各種機関においては、視覚障害や知的障害等の障害の特性に応じた適切な対応に努め、市町村及び各種機関を利用する障害者又は障害児の保護者が、適切かつ円滑に必要な相談支援が受けられるよう、ワンストップサービスの提供、点字によるパンフレットや知的障害者向けに工夫をしたパンフレットによる制度の広報、WAM-NETによる指定事業者情報の拡大文字及び音声による提供、相談援助の際の「地域福祉権利擁護事業」又は社会参加促進のための事業（手話通訳の設置、知的障害者への生活協力員の紹介等）の活用等に努めることが必要である。

2 相談業務の内容

（1）サービス選択のための相談

障害者又は障害児の保護者等は支援費の支給申請に先立って、提供を受けようとするサービスの種類を選択する必要があるが、障害者又は障害児の保護者等がサービスを主体的かつ適切に選択していくためには、どのようなサービスを利用したらよいか、また、どのようなサービスの組み合わせで利用したらよいか等について、相談をしてサポートを受けられる体制を整備することが必要である。

（2）指定事業者の情報提供

障害者又は障害児の保護者等が事業者を適切に選択するためには、指定事業者の情報（事業者の所在地、施設及び設備の状況、空き情報又は当該施設の支援方針等）を知ることが必要であり、市町村は、相談業務の一環として、広報、ホームページ、パンフレット等を積極的に活用し、障害者又は障害児の保護者等が必

必要な情報を容易に入手できるようにすることが必要である。

Ⅱ サービス利用に係るあっせん・調整、要請（身障法第10条第1項第1号及び第17条の3第1項、知障法第11条第1項第1号及び第15条の4第1項、児福法第21条の24第1項及び第2項）

市町村は、障害者又は障害児の保護者等の希望により、サービス利用に係るあっせん・調整を行うとともに、必要に応じてサービス提供事業者に対し障害者又は障害児の保護者等の利用の要請を行わなければならない。市町村の窓口においては、こうしたあっせん・調整、要請が相談及び指定事業者の情報提供とあいまって行われることになる。サービス提供事業者は、市町村が行うあっせん・調整、要請に対し、できる限り協力しなければならない。

また、都道府県は、市町村が行うあっせん・調整、要請について、市町村相互間の連絡調整等を行うことが必要であり、その際、更生相談所が都道府県の機関としてこのような役割を担うことも考えられる。

※入所調整について

支援費制度の下では、利用者がサービスを選択するのが基本であるが、施設の定員を入所希望者が大きく上回る場合には、施設が入所者を選別することなく施設サービスの利用が円滑かつ公平に行われるよう、次のような公的な調整システムの構築が重要である。

- 都道府県が全ての施設から空き情報の提供を求め、県内の市町村に伝える等、利用希望者が常に最新の施設の空き情報を知ることができる体制を整える。
- 空き情報があった場合、当該施設その他の関係者の参画を得て、都道府県や市町村が入所の調整にあたる。

なお、個別の調整に当たっては、入所希望者の意向も十分踏まえて行う必要がある。具体的にどの範囲のサービスについて公的な調整を行うかについては、施設サービスの円滑かつ公平な利用を確保する観点から、都道府県及び市町村が個別に決めることとなる。

第3節 支給申請

I 居宅生活支援費

1 申請者

(1) 申請者

次のいずれかに該当する者が市町村に対し、支援費の支給を申請する。

- ア 身障法第17条の5第1項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする身体上の障害がある者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの（以下「身体障害者」という）
- イ 知障法第15条の6第1項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする18歳以上の知的障害者（知的障害者地域生活援助にあっては、15歳以上の知的障害者を含む）
- ウ 児福法第21条の11第1項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする18歳未満の身体障害者又は知的障害者（以下児福法第6条の2第2項に規定する「障害児」という）の保護者

(2) 申請の代行

支援費支給申請の代行は、障害者本人の支援費支給申請の意思表示の内容を本人に代わり伝える行為であり、本人から申請の代行の依頼を受けたものであれば、誰であっても可能である。また、必ずしも書面により依頼されている必要はない。

委任状を求めるか、窓口でどのような対応をするか等については、基本的に市町村の判断と考えるが、障害者本人に実際の申請意思があるか否かについては、勘案事項の聴き取り等による支給決定手続きの過程において確認できることから、申請時に一律に委任状の提出を求める必要はない。

(3) 代理人による申請

障害者本人が、第三者に対して支援費支給申請に係る法律行為を行うことを内容とする代理権を授与した場合には、当該第三者は、本人の「代理人」として支援費支給申請が可能である。

代理の場合は、障害者本人から代理権を授与されていることが必要であるが、障害者本人の意思表示に基づく代理権授与であるかどうかについては、勘案事項の聴き取り等による支給決定手続きの過程において確認できることから、申請時に一律に委任状の提出を求める必要はない。

なお、知的障害者等で判断能力を欠く常況にある者であって、成年後見人が選任されている者の支援費支給申請は、成年後見人が障害者本人に代わって支援費支給申請を行うことになる。